

自動車リサイクル法
解体業・破砕業
許可申請等の手引

令和3年4月

越谷市 環境経済部 廃棄物指導課

目 次

I	はじめに	1
II	自動車リサイクル法の概要	1
	1 自動車リサイクルの新たなルール	
	2 自動車リサイクル法の対象自動車	
	3 自動車リサイクル法の概念図	
	4 関係者の主な役割	
	5 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入	
	6 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係	
	7 自動車リサイクル法の関係者の全体図	
III	解体業・破砕業の事前協議及び許可申請	5
	1 事前協議	
	2 許可申請	
	3 計画書及び許可申請書の提出先	
	4 許可証等の交付	
	5 添付書類一覧	
	6 申請等手続のフロー図	
IV	解体業の許可基準	8
	1 施設に係る基準	
	2 解体業許可申請者の能力に係る基準	
V	破砕業の許可基準	14
	1 施設に係る基準	
	2 破砕業許可申請者の能力に係る基準	
VI	解体業・破砕業の許可取得後	18
	1 自動車リサイクルシステムへの登録	
	2 標識	
	3 掲示板	
	4 解体業者の行為義務	
	5 破砕業者の行為義務	
	6 変更届出書等の提出	
VII	その他	25
	1 罰則	

I はじめに

平成27年4月の中核市移行に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく事務が、埼玉県から越谷市へ移譲されました。自動車に関連する事業者のうち、越谷市内で使用済自動車の解体、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮等）を行う場合には、越谷市長の許可を受けなければなりません。

この手引は、越谷市内で自動車リサイクル法に基づく解体業又は破碎業の許可を受けようとする事業者の方を対象としたものです。

越谷市以外の地域での解体業及び破碎業の手続は、下記の担当課に直接お問い合わせください。

○ 越谷市、さいたま市、川越市及び川口市を除く県内の場合

担当課：埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課

電話：048-830-3125（直通）

住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県庁第3庁舎2階）

○ さいたま市の場合

担当課：さいたま市 環境局資源循環推進部 産業廃棄物指導課

電話：048-829-1608（直通）

住所：さいたま市浦和区常磐6-4-4（ときわ会館地下1階）

○ 川越市の場合

担当課：川越市 環境部 産業廃棄物指導課

電話：049-239-7007（直通）

住所：川越市大字鯨井782番地3（川越市資源化センター内）

○ 川口市の場合

担当課：川口市 環境部 産業廃棄物対策課

電話：048-228-5380（直通）

住所：川口市朝日4-21-33（朝日環境センター・リサイクルプラザ棟2階）

II 自動車リサイクル法の概要

1 自動車リサイクルの新たなルール

使用済自動車は、有用な部品等を含み、資源としての価値が高いため、従来から解体業者や破碎業者を通じてリサイクル処理が行われてきました。

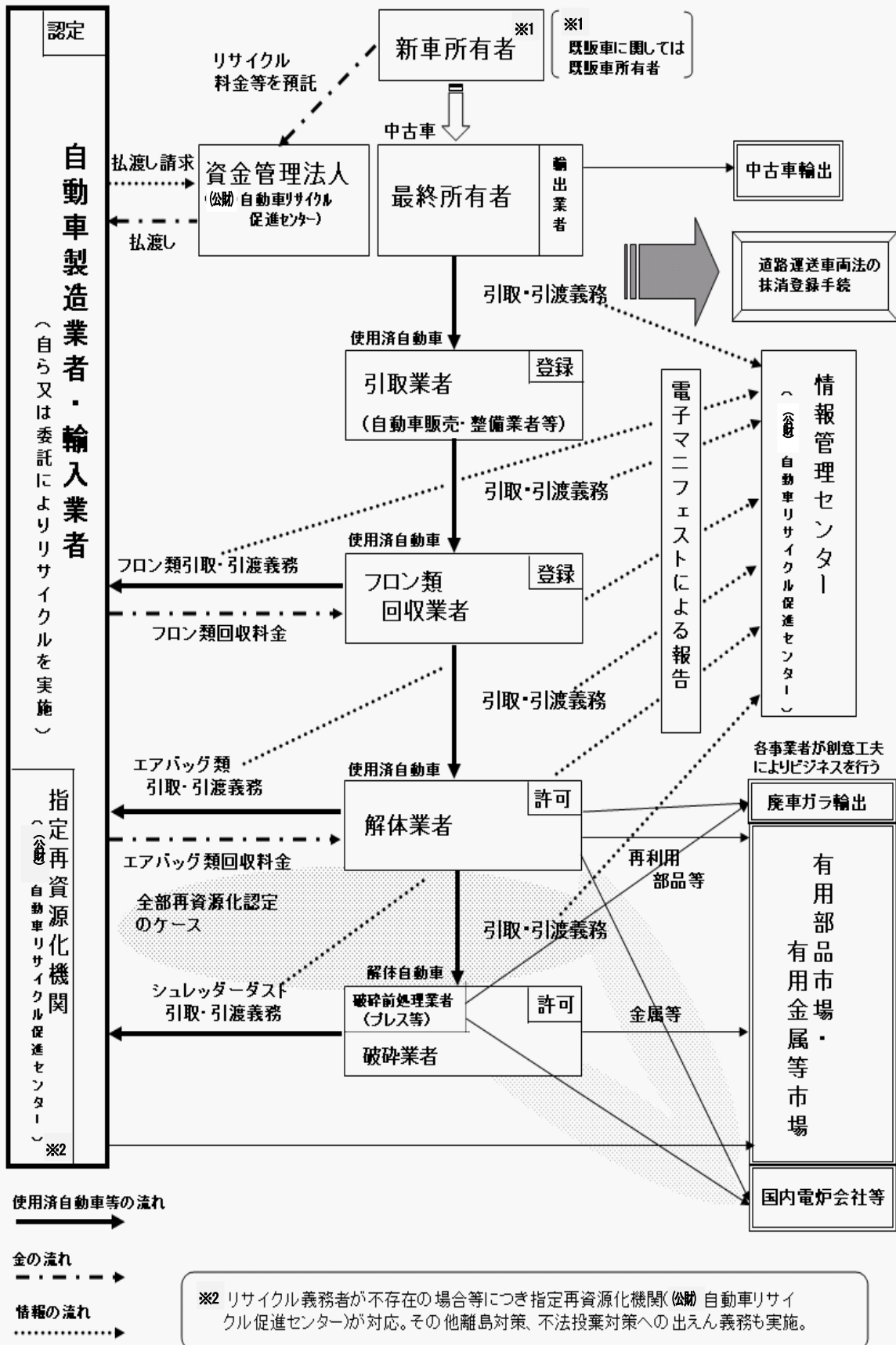
しかし、産業廃棄物の最終処分場の不足からシュレッダーダストを低減する必要性の高まりとともに、最終処分費の高騰や鉄スクラップ価格の不安定な変動により、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつありました。こうしたことから、新たな使用済自動車のリサイクルルートとして自動車リサイクル法が制定されました。

2 自動車リサイクル法の対象自動車

ほとんど全ての自動車（被けん引車、二輪車等対象外となる自動車もあります。）が対象となります。

トラック、バスなどの大型車、ナンバープレートの付いていない構内車も対象となります。

3 自動車リサイクル法の概念図



4 関係者の主な役割

関係者	役割
自動車所有者	リサイクル料金を支払います（フロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストのリサイクル等に必要なりサイクル料金を負担します。）。最終所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡す義務があります。
引取業者 （登録制）	自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に使用済自動車を引き渡します。
フロン類回収業者 （登録制）	引取業者から使用済自動車を引き取り、カーエアコンのフロン類を適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡します。
解体業者 （許可制）	引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車を引き取り、使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡します。
破碎業者 （許可制）	解体業者から引き取った解体自動車（廃車ガラ）の破碎（圧縮・せん断処理を含む。）を再資源化基準に従って適正に行い、シュレツダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引き渡します。
自動車メーカー 輸入業者	自らが製造又は輸入した自動車から発生したフロン類、エアバッグ類、シュレツダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類は破壊）を実施します。

5 電子マニフェスト（移動報告）制度の導入

引取業者等が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、原則としてパソコンによりインターネット経由で、一定期間内にその旨を情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）へ報告する制度が導入されました。

電子マニフェスト制度に関する質問は、下記の窓口に直接お問い合わせください。

○ 登録についての質問

窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター

電話：050-3786-8822

○ 実務についての質問

窓口：自動車リサイクルシステム コンタクトセンター（コールセンター）

電話：050-3786-7755

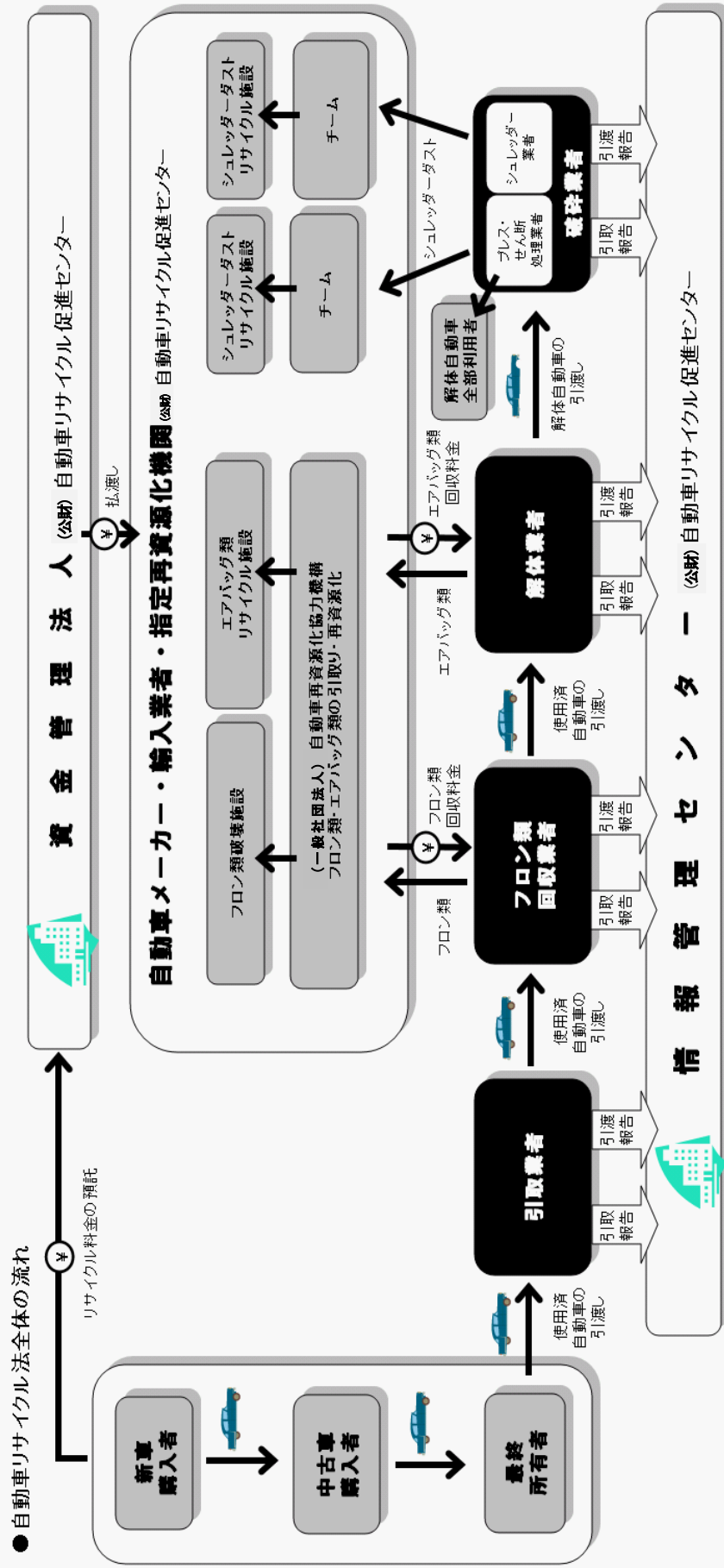
6 自動車リサイクル法と廃棄物処理法との関係

使用済自動車等（使用済自動車、解体自動車、シュレツダーダスト、エアバッグ類）は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず全て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物として扱われることになります。

自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理に当たって、廃棄物処理法の業の許可は不要です。ただし、運搬・処理に当たっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

7 自動車リサイクル法の関係者の全体図

- ・自動車メーカー・輸入業者は、自らが製造・輸入した自動車を使用済自動車となった場合に発生する、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類について引き取ってリサイクル(フロン類は破壊)する体制を整備します。
- ・エアバッグ類とフロン類については、共通引取窓口機能として「(一般社団法人)自動車再資源化協力機構」が設立され、諸契約や料金の支払い等についての関連事業者への窓口として機能することになります。
- ・シュレッダーダストについては、各自動車メーカー・輸入業者が2つのグループを構成し、シュレッダーダストの引取りやリサイクルを実施していくことになります。



Ⅲ 解体業・破碎業の事前協議及び許可申請

1 事前協議

(1) 概要

解体業、破碎業を新たに計画（変更許可に係る場合を含む。）されている方が、許可申請を円滑に行えるよう、許可申請前に計画書を提出していただき、事業計画や施設の構造等について協議し、指導等を行うものです。

（事前協議の流れ） 計画書提出 → 調査・審査 → 審査結果通知 → 住民への周知
→ 措置報告 → 総合審査 → 事業計画承認 → 施設設置
（注）事前協議を経て、施設を設置し、その後に許可申請

(2) 計画書の提出部数

3部（正本1部、副本2部。副本のうち1部は計画者控え）

2 許可申請

(1) 概要

事前協議の手続を経て、施設を設置後に解体業、破碎業の許可申請を行ってください。事前協議の審査結果通知書を受領した日から起算して2年以内に許可申請ができないときは、改めて、事前協議から手続をやり直すことになります。

（注）許可の有効期間は、5年です。

有効期間を超えて事業を継続して行いたい場合は、許可の有効期間満了日まで（2か月前を目安）に更新許可申請をする必要があります。

(2) 申請手数料（平成30年4月現在）

申請の種類	手数料の額
解体業許可申請	78,000円
解体業許可更新申請	70,000円
破碎業許可申請	84,000円
破碎業許可更新申請	77,000円
破碎業変更許可申請	67,000円

（注）申請手数料は、申請時にお渡しする越谷市指定の納付書により現金で納付してください。

(3) 許可申請書の提出部数

2部（正本1部、副本1部。副本は申請者控え）

3 計画書及び許可申請書の提出先

担当課：越谷市 環境経済部 廃棄物指導課

住 所：越谷市越ヶ谷4-2-1（市役所第三庁舎4階）

電 話：048-963-9188（直通）

事前相談や計画書及び申請書の提出に当たっては、あらかじめ電話にて御予約の上、御来庁くださいますようお願いいたします。

4 許可証等の交付

- (1) 申請に対する処分が決定したときは、申請書に記載されている連絡先等に電話にて連絡します。
- (2) 原則として、法人での申請の場合は役員、個人での申請の場合は本人に、直接、許可証等をお渡しします。
- (3) 新しい許可証は、旧許可証と交換になります。

5 添付書類一覧（詳細は、各許可申請書の注釈をご覧ください。）

添付書類	許可区分		
	解体業	破砕業	
		破砕処理前	破砕処理
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が確認できる書類（確定申告書別表2など）	○	○	○
計画している取引先の登録証及び許可証	◎	◎	◎
申請者の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書（過去5年間の名称、本店所在地の確認できるもの） 個人：住民票の写し及び登記されていないことの証明書	◎	◎	◎
申請者の法定代理人の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為、履歴事項全部証明書（役員：住民票の写し、登記されていないことの証明書） 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書	○	○	○
申請書第2面の役員の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書	○	○	○
申請書第2面の株主又は出資者の身分を証明する書類 当該株主等が法人：履歴事項全部証明書 " 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書	○	○	○
申請書第2面の政令で定める使用人の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書	○	○	○
事業予定地の土地公図	◎	◎	◎
事業予定地の登記事項証明書	◎	◎	◎
事業予定地の使用権原を有することを証する書類	◎	◎	◎
事業予定地全体の平面図	◎	◎	◎
事業予定地以外の使用済・解体自動車の積替え保管予定地の土地公図	○	○	○
事業予定地以外の使用済・解体自動車の積替え保管予定地の登記事項証明書	○	○	○
事業予定地以外の使用済・解体自動車の積替え保管予定の使用権原を有することを証する書類	○	○	○
事業予定地以外の使用済・解体自動車の積替え保管予定地全体の平面図	○	○	○
施設の構造を明らかにする図面、設計計算書	◎	◎	◎
施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類		◎	◎
廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可証			○
資産状況等を説明する書類 法人：直前1年における貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書 個人：確定申告書第一表の写し、青色申告決算書又は収支内訳書	◎	◎	◎
標準作業書	◎	◎	◎

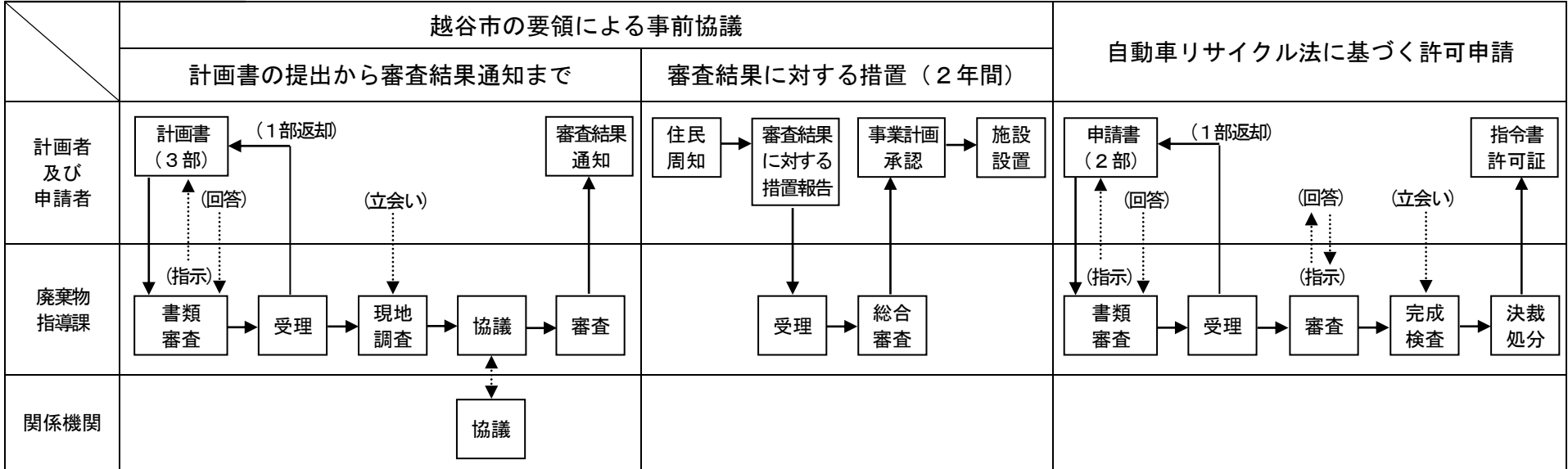
(注) 1 「◎」は必須のもの、「○」は該当する場合に添付してください。

2 住民票の写し、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとし、正本には原本を添付してください。

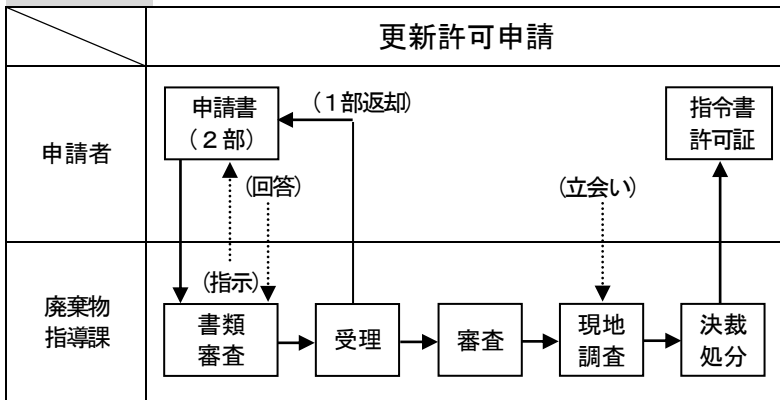
3 登記されていないことの証明書が発行されない場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

6 申請等手続のフロー図

○新規許可、変更許可



○更新許可



IV 解体業の許可基準

○ 自動車リサイクル法第62条第1項

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 以下の法令等の規定に違反し、又は罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法又はこれらの法令に基づく処分
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）
 - 刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪又は暴力行為等処罰ニ関スル法律
 - ニ 自動車リサイクル法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等（へに規定する者）がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

1 施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第1号）

(1) 引き取った使用済自動車又は解体自動車^(注)を解体するまでの間保管するための施設

(注) 自動車リサイクル法においては、解体業者から別の解体業者に使用済自動車を引き渡すことが可能とされている。この際、初めの解体業者において解体を行った時点で残る物は法の定義上「解体自動車」となることから、2番目の解体業者は「解体自動車」を引き取ることとなる。

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所（以下「解体作業場」という。）以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあつては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・ 使用済自動車又は解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・ 事業所全体が外部からの人の侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、使用済自動車等の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にされたものであればよい。

ロ 解体作業場以外の場所で廃油及び廃液が漏出するおそれのある使用済自動車を保管する場合にあつては、当該場所がイに掲げるもののほか次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち使用済自動車から廃油及び廃液を回収することその他廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかでない場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 老朽化した使用済自動車や事故にあった使用済自動車の中には廃油・廃液が漏出するおそれがあるものもある。したがって、これらを保管する際に、あらかじめ廃油・廃液の抜取りが確実に行われることが標準作業書で明らかにされていない場合には、廃油・廃液が漏出した際であっても外部への流出や地下浸透を防止する構造の保管場所とする必要があることから、当該使用済自動車の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 廃油・廃液の漏出のおそれのある自動車を、直ちに解体作業場（次の(2)②に示す要件を満たす場所）に搬入することで保管場所に代えることもできる。その場合、その旨を標準作業書に明記することが必要となる。
- ・ あらかじめ廃油・廃液を適正に抜き取ることが標準作業書に記載されていても、地面に油染みが散見される場合には、床面を鉄筋コンクリート舗装する等の措置を講ずる、又は廃油・廃液の抜取方法を見直すことが必要となる。

(2) 使用済自動車等を解体するための施設

① 燃料採取場所（解体作業場以外の場所で燃料の採取を行う場合）

- ハ 解体作業場以外の場所で使用済自動車から廃油（自動車の燃料に限る。以下このハにおいて同じ。）を回収する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。
- (1) 廃油の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、ためますその他これと同等以上の効果を有する措置（以下「ためます等」という。）及びこれに接続している排水溝が設けられていること。

【趣旨】

- ・ 解体作業を安全かつ環境保全上支障が生じないように行うためには、解体に先立ち燃料の採取を行うことが必要である。
- ・ 燃料の採取作業は、換気等の観点から地下浸透防止措置等が講じられた解体作業場ではなく屋外で行う場合もある。
- ・ 燃料の採取に当たっては、燃料をこぼすことがないように作業を行うことが第一であるが、万が一燃料がこぼれた場合であっても、それが地下に浸透又は外部に流出することを防止するため、燃料採取場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ ガソリン、軽油は、揮発性が高く粘性が低いことから、床面に付着して降雨時等に徐々に流出するというよりは、速やかに床から排水溝、そしてためます等に流入するものと考えられる。そこで、万が一燃料が漏出した場合でも外部への流出を防止するために、こぼれた燃料を速やかに拭き取り、又は降雨の前にためます等から汲み上げておくこと等を標準作業書に記載し、それに従い適正に対処することが必要である。
- ・ 排水溝に接続するためます等については、必ずしも専用の物を設ける必要はなく、解体作業場の排水を処理するために設けた油水分離装置と共用することも可能であるが、油水分離装置と共用する場合であって、燃料採取場所に屋根等が設置されていない場合には、そこに降る雨水の量も勘案して油水分離装置の能力を定めることが必要である。
- ・ 抜き取った燃料については、速やかに自家用車、フォークリフト等のタンクに移し替えて再利用する場合以外は、再資源化（再利用を含む。）又は適正処理するまでの間、適切に保管する必要がある。
- ・ 燃料又は廃油を一定量（指定数量）以上保管する場合には、消防法により、市長の許可を受けた危険物施設以外の場所での貯蔵・取扱いを行ってはならないとされている。また、危険物施設における貯蔵・取扱いの技術上の基準が定められている。
- ・ 消防法における指定数量は、ガソリン（第1石油類）は200リットル以上、軽油類等（第2石油類）は1,000リットル以上、エンジンオイル等（第4石油類）は6,000リットル以上とされている。また、市の条例によって、指定数量の1/5以上から指定数量未満の危険物（例えばガソリンの場合、40リットル以上200リットル未満）に関する技術基準、届出等が定められている。
（以上の消防法に係る内容は、燃料採取場所以外の危険物貯蔵・取扱場所にも共通）

② 解体作業場

二 次に掲げる要件を満たす解体作業場を有すること。

- (1) 使用済自動車から廃油（自動車の燃料を除く。以下この(1)において同じ。）及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただし、手作業により使用済自動車から廃油及び廃液が適切かつ確実に回収されることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (2) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少なく、かつ、廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。
- (4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、当該設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。

【趣旨】

- ・ 解体の工程での使用済自動車からの廃油・廃液の流出を防止するためには、エンジンオイル、トランスミッションオイル、ブレーキオイル、トルクコンバーターオイル等の各種廃油、冷却液等の廃液を早い段階で抜き取ることが必要である。
- ・ その際に、廃油・廃液がこぼれないよう作業を行うことが第一であるが、万が一こぼれた場合でも、それが流出又は地下に浸透しないよう解体作業場の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 必要な舗装の厚さや構造は、作業の内容や利用する重機の重量等によって異なることから、実際の作業内容に応じ、容易に破損又は地下浸透の原因となるひび割れが生じないよう、構造耐力上安全なものとする必要がある。
- ・ (3)の「解体作業場の構造上廃油が事業所から流出するおそれが少ない」構造としては、以下の条件を満たす場合が考えられる。
 - ① 横殴りの雨でも侵入を防ぐことができる屋根及び壁等が設けられていること。
 - ② 周囲から解体作業場内に水が流れ込まない構造であること。また、「廃油の事業所からの流出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合」とは、標準作業書において、
 - ① 万一廃油、廃液が床に漏出した場合には布等で速やかに拭き取ること。
 - ② 解体作業場の清掃に水を用いないこと。等が示されている場合が考えられる。
- ・ 油水分離装置は、流入する汚水の量や水質に応じた十分な能力を有することが必要である。また、油水分離装置で処理する排水の量を減らすことも重要である。
- ・ 油水分離装置に雨水排水が流入する場合には、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき雨水等の量を計算し、その量も勘案した能力とすることが必要である。
- ・ 解体作業場からの排水は、雨水であっても廃油等を含むことから、外部に出す前に必ず油水分離装置で処理することが必要である。強雨が連続する場合であっても適正に処理を行うためには、大規模な油水分離装置が必要となることから、解体作業場に屋根、覆いその他雨水が床面にかからない設備を設けることにより、その発生量を極力減らすことを原則とする。屋根等の設備は、作業を円滑に進めるためにも効果があるものであり、十分な

能力を有する油水分離装置を設置すること等により屋根等の設置に代えることができるのは、土地利用規制等により屋根等の設置が著しく困難な場合に限られ、経済的な理由によっては屋根等の設置が著しく困難とは認められない。

- ・ 敷地外部から流入する雨水等については、油水分離装置で処理する必要はないので、敷地周囲に排水溝を設置すること等により、油水分離装置へ流入しないようにする工夫も必要である。
- ・ 油水分離装置の機能を十分に発揮させるためには、適切な管理を行うことが重要であり、具体的な管理の方法については標準作業書に記載し、それに従い適正に管理を行うことが必要である。

③ 取り外した部品を保管するための設備

ホ 解体作業場以外の場所で使用済自動車又は解体自動車から分離した部品のうち廃油及び廃液が漏出するおそれのあるものを保管する場合にあっては、当該場所が次に掲げる要件を満たすものであること。ただし、保管に先立ち当該部品からの廃油及び廃液の漏出を防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 廃油及び廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
- (2) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他当該部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 廃油・廃液が付着又は残留した部品から廃油・廃液が漏出し、降雨にさらされることにより地下浸透又は外部に流出することを防止するために、これら部品の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 保管設備としては、床面を鉄筋コンクリート舗装等した専用の倉庫が考えられるが、例えば使用済トラックから取り外した幌付き荷台や、屋根がある場所に備え付けた鋼製の受け皿等であっても、十分な地下浸透防止機能が確認されているものであれば、これを使用してもよい。
- ・ 保管に先立ち部品の外部に付着した油分等を十分に拭き取るとともに、開口部を閉じる等の措置を講じることにより廃油・廃液が外部に流出することがないことが標準作業書により明らかにされている部品については、必ずしも上記の保管場所に保管する必要はない。

(3) 解体自動車（解体した後に残る廃車ガラ）を保管するための施設

(再掲)

イ 使用済自動車又は解体自動車の解体を行う場所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車を保管する場合にあっては、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、当該場所の範囲が明確であること。

【趣旨】

- ・ 解体した後の解体自動車の保管場所についても、解体する前の使用済自動車の保管場所と同様の趣旨から、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・ 「(1) 引き取った使用済自動車又は解体自動車を解体するまでの間保管するための施設」と同様

2 解体業許可申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第57条第2号）

- イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
- (1) 使用済自動車及び解体自動車の保管の方法
 - (2) 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法
 - (3) 使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等（鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）の回収の方法を含む。）
 - (4) 油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）
 - (5) 使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法
 - (6) 使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法
 - (7) 使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法
 - (8) 解体業の用に供する施設の保守点検の方法
 - (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・ 許可申請者が、保管・解体等を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、解体・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、解体業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 標準作業書には、解体作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮の下に行われることが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など解体業を実施していく上で守るべき他法令の制度等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・ 実際の解体作業手順等は、解体の対象となる車種、解体以降の再資源化方法、当該解体事業場の設備等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要である。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

ロ 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・ 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・ 使用済自動車や解体自動車を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該使用済自動車等の撤去が事業計画書の中で示されない場合又は収支計画書により当該使用済自動車等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、解体業を継続できないものと認められる。

V 破砕業の許可基準

○ 自動車リサイクル法第69条第1項

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 以下の法令等の規定に違反し、又は罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - 自動車リサイクル法、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法又はこれらの法令に基づく処分
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）
 - 刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪又は暴力行為等処罰ニ関スル法律
 - ニ 自動車リサイクル法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しない者を含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等（へに規定する者）がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

1 施設に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第62条第1号）

(1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

- イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車（廃車ガラ）の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・ 事業所全体が外部からの人の侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

(2) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するための施設

① 破砕前処理施設

□ 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設を有すること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行う業者が、生活環境保全上の支障がない形で解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保とするものである。

【留意事項】

- ・ 解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮（プレス）又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないように措置を講じた施設であることが必要である。
- ・ 移動型の施設については、解体自動車の圧縮（プレス）又はせん断作業を行う場所において生活環境保全上の支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等の生活環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

② 破砕施設

ハ 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、次のとおりであること。

(1) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設である場合にはあっては、廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を受けている施設であること。

(2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設以外の施設である場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。

【趣旨】

- ・ 解体自動車の破砕を行う業者が、生活環境保全上の支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保とするものである。

【留意事項】

- ・ 自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等

から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき越谷市長の許可が必要な産業廃棄物処理施設に該当する。

- ・ 一方、破砕施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づく市長の施設設置許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、騒音・振動の発生による生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

(3) 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設

- 二 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。
- (1) 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
 - (2) 自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、かつ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝（(3)において「排水処理施設等」という。）が設けられていること。
 - (3) 雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設等を設けることその他の措置が講じられることにより雨水等による汚水の事業所からの流出が防止できる場合は、この限りでない。
 - (4) 自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

【趣旨】

- ・ 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の飛散・流出を防止するため、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管場所の構造を定めるものである。

【留意事項】

- ・ 排水処理施設は、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な処理能力を要するものが必要である。
- ・ 「自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じる場合」としては、湿式の破砕施設で発生するシュレッダーダスト（自動車破砕残さ）である場合が考えられる。
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「汚水が事業所から流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・ 降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。
- ・ 「側壁その他の設備」としては、側壁以外にはコンテナ等が考えられる。
- ・ 一般に自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）は発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

4) 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車を保管するための施設

（再掲）

イ みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いとその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること。

【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断した後の解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

【留意事項】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則である。

2 破砕業許可申請者の能力に係る基準（自動車リサイクル法施行規則第62条第2号）

イ 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置

【趣旨】

- ・ 許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成・常備し、破砕（破砕前処理を業として行う場合には圧縮（プレス）又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破砕業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 標準作業書には、破砕作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。
その際、廃棄物処理法、消防法など破砕作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・ 標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文章による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・ 実際の破砕作業手順等は、破砕に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないよう十分留意することが必要である。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うことが重要である。

□ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破碎業を継続できないことが明らかでないこと。

【趣旨】

- ・ 明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

【留意事項】

- ・ 解体自動車や自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）を不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去が事業計画書の中で示されない場合又は収支見積書により当該自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破碎業を継続できないものと認められる。

VI 解体業・破碎業の許可取得後

1 自動車リサイクルシステムへの登録

解体業又は破碎業の許可取得後は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが運営管理する自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

登録等についての質問は、下記の窓口に直接お問い合わせください。

○ 登録について

窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター

電話：050-3786-8822

○ 実務について

窓口：自動車リサイクルシステム コンタクトセンター（コールセンター）

電話：050-3786-7755

2 標識

標識を事業所ごとに、公衆の見やすい場所に掲げてください。

大きさは、縦横各20センチメートル以上で、解体業者（破碎業者）であること、氏名又は名称、許可番号を記載したもので、許可証の写しを利用しても構いません。

3 掲示板

掲示板を保管場所のある事業所ごとに、事業所外部から見やすい箇所に設置してください。大きさ、記載事項等については、次のとおりです。

- 大きさ 縦横各60センチメートル以上

- 記載事項
- ・ 保管の場所である旨
 - ・ 保管する廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・ 積み上げることができる高さ及び保管上限（屋外保管の場合のみ）

○ 記載例

使用済自動車等の保管場所	
廃棄物の種類	使用済自動車、解体自動車
管理者の氏名又は名称及び連絡先	□□自動車解体（株）△△工場 ○○課 ○○ ○○ 電話 ○○○-○○○-○○○
積み上げ高さ	使用済自動車 ○m、解体自動車 ○m
保管量の上限	使用済自動車 最大○台、解体自動車 最大○台

4 解体業者の行為義務

(1) 解体業者は、引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

＜正当な理由＞

- ① 天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ② 使用済自動車に異物が混入している場合（例えば、他のゴミが詰められている場合を想定）
- ③ 使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
- ④ 使用済自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・ 使用済自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域性についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意（条件交渉）なく、一方的に使用済自動車が置いていかれてしまう場合
 - ・ 普通乗用車しか引き取らない解体業者に大型商用車を引き取るよう要請された場合
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。その他、例えば、盗難車と分かっているの引取りなども想定）

(2) 使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、エアバッグ類（具体的には、運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などのその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）部分）についての回収責任があります。

(3) 使用済自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準に従い適切な解体を実施する義務があります。

(4) 引き取った使用済自動車又は解体自動車（廃車ガラ）は、他の解体業者、破砕業者又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。

なお、破砕業者に解体自動車の引取りを求める場合、破砕業者にも引取義務がありますが、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤの取外しが行われていないなど正当な理由がある場合は、引取拒否される可能性があります。

解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。

(5) 電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとエアバッグ類の引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。

(6) 使用済自動車又は解体自動車を自ら解体・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

○ 再資源化基準（自動車リサイクル法第16条、同法施行規則第9条）

- 1 解体業者は、その引き取った使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならない。
- 2 前項の再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

① 保管の方法について

- (1) 部品、材料その他の有用なものを回収することができると思われる使用済自動車又は解体自動車については、当該有用なものが破損し、又はその回収に支障が生じることのないように、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・ 使用済自動車を野積みにして保管する等の不適正な保管により、有用な部品が破損したり、取り外しに支障が生じることのないようにすることにより、部品等の円滑な再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 具体的な保管方法としては、多段積みを行う場合にはラックを用いる等の方法が考えられる。

【使用済自動車、圧縮していない解体自動車の保管基準（廃棄物処理法施行規則第1条の6）】

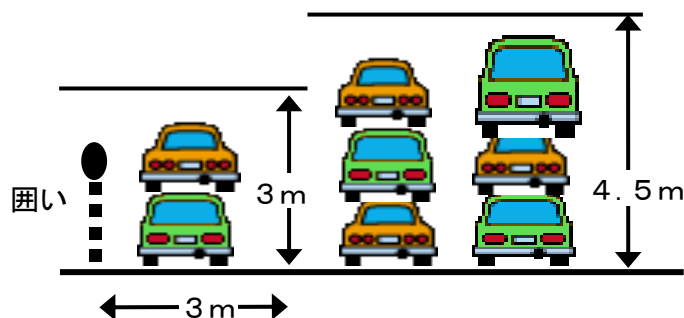
使用済自動車及び圧縮していない解体自動車を屋外において保管する場合は、以下によること。

(1) 保管の高さ

- イ 囲いから保管場所の側に3m以内の部分：高さ3mまで
- ロ 囲いから保管場所の側に3mを超える部分：高さ4.5mまで
- ハ 格納するための施設（構造耐力上安全なものに限る）に保管する場合：使用済自動車等の搬出入に当たり、落下による危害が生ずるおそれのない高さ

(2) 保管の上限

上記高さを超えない限りにおいて保管することができる数量



② 解体の方法について

- (2) 使用済自動車から鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯（以下「鉛蓄電池等」という。）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、当該鉛蓄電池等の再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該鉛蓄電池等を引き渡すこと。

【趣旨】

- ・ 有用な資源の回収、解体工程以降における円滑な再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、タイヤ、廃油、廃液、蛍光管（大型バス等の室内照明器具に使用されているもの）については、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用を促進する上で効果的である。
- ・ 鉛蓄電池等を解体工程で回収しない場合には、鉄製の部品等と異なりその後の破碎工程等において再資源化することが困難であるだけでなく、シュレッターダスト（ASR）の量を増加させ、また、これらがシュレッターダスト（ASR）の中に混入し、シュレッターダスト（ASR）のリサイクルが困難なものとなることから解体工程以降での再資源化を促進するためにも、これらの部品等については回収を行うこととする。
- ・ 回収した部品等を技術的・経済的な理由で再資源化しない場合には、廃棄物処理法に従い適正に処分する必要がある。
- ・ 廃油・廃液の分別回収とは、使用済自動車から廃油・廃液を適正に抜き取ることができる装置を用いて十分に抜き取ること又は適切な時間をかけ手作業により使用済自動車から廃油・廃液を十分に抜き取ることであり、標準作業書に具体的な方法や用いる装置について記載することとなる。

(3) 技術的かつ経済的に可能な範囲で、使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他の有用なもの（鉛蓄電池等を除く。）を回収し、当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者に当該有用なものを引き渡すこと。

(4) 前2号の規定により回収した部品、材料その他の有用なものについては、その再資源化を行うまでの間（当該再資源化を業として行うことができる者に引き渡す場合にあっては、当該引渡しを行うまでの間）、適正に保管するよう努めること。

【趣旨】

- ・ 有用な部品、材料等の再資源化を推進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 解体工程で部品や部材を回収することは、それらの再利用や素材としての利用を推進するために有効な方法である。
- ・ 「技術的かつ経済的に可能な範囲で・・・を回収」とは、回収された部品等の再資源化及び利用の現状等も勘案しつつ、可能な限りの回収を推進しようとするものである。
- ・ 回収した有用な部品等については、再資源化を行うまでの間、可能な限り適正な保管に努めることが有効な再資源化につながるものである。

5 破碎業者の行為義務

- (1) 破碎業者は、解体業者又は破碎前処理工程のみを行う破碎業者（破碎前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る義務があります。

＜正当な理由＞

- ① 天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難である場合（例えば、事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難な場合を想定）
- ② 解体自動車に異物が混入している場合（他のゴミが詰められている場合を想定）又は

解体自動車に発炎筒が残置されている場合

- ③ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例えば、大量一括持ち込みの要請がある場合など、自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合を想定）
 - ④ 解体自動車の引取りの条件が通常の取引の条件と著しく異なるものである場合
例えば、
 - ・ 解体自動車の引取りの際の本体引取価格や運搬その他の条件が一般的な商慣行（地域制についても考慮したもの）と著しく異なるものである場合
 - ・ 極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合
 - ・ 引取り側の合意(条件交渉)なく、一方的に解体自動車が置いていかれてしまう場合
 - ⑤ 解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（法令の規定には、自動車リサイクル法も含まれる。例えば、解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合等も含む。）
- (2) 解体自動車を引き取ったときは、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡す場合を除き、再資源化基準に従い適切な破砕又は破砕前処理を実施する義務があります。
- (3) 破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者（破砕処理を行う者）又は解体自動車全部利用者（電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者）へ引き渡す義務があります。
解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。
- (4) 破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車製造業者等に（指定引取場所において引取基準に従い）引き渡す義務があります。
- (5) 電子マニフェスト制度を利用して、解体自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから3日以内に情報管理センター（（公財）自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行う義務があります。
- (6) 解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

○ 再資源化基準（自動車リサイクル法第18条、同法施行規則第14条・第16条）

（破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準）

- 1 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

（破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準）

- 4 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
- 5 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

① 破砕前処理について

法第18条第1項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

【趣旨】

- ・ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉・転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。
破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。

② 破砕に関する基準

- (1) 技術的かつ経済的に可能な範囲で、鉄、アルミニウムその他の金属を分別して回収すること。
- (2) 自動車破砕残さに異物が混入しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

【趣旨】

- ・ 有用な金属及び自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の再資源化を促進しようとするものである。

【留意事項】

- ・ 破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については、標準作業書に記載しておくこととする。

6 変更届出書等の提出

(1) 変更届出書

次表に示す事項について変更したときは、変更した日から30日以内に ①変更届出書、
②誓約書、③現に有する許可証の写し及び④該当する添付書類を提出しなければなりません。

変更事項	添付書類	住民票の写し ※1 登記されていないことの証明書※2	履歴事項全部証明書 法人の登記事項証明書	定款又は寄附行為の写し	法定代理人であることを証する書類	申請書添付書類の様式						標準作業書	現に有する自動車リサイクル法の許可以外 の許可証の写し
						解体業			破砕業				
						事業所等の概要	解体業に供する施設 の状況	使用済自動車・解体自動車 の積替え 保管場所に供する施設 の状況	事業所等の概要	破砕業に供する施設 の状況	事業所以外の場所における積替え 保管場所に供する施設 の状況		
共通	住所(個人事業者の場合) ※3	○											
	所在地(法人事業者の場合)		○	○									
	氏名(個人事業者の場合)	○											
	名称(法人事業者の場合)		○	○									
	法人の組織		○	○									
	法定代理人が個人の場合	○			○								
	法定代理人が法人の場合 ※4 その法人の役員 ※5	○		○	○								
	役員又は政令で定める使用人	○	○										
	個人の株主又は出資者 ※4	○											
	法人の株主又は出資者 ※4			○									
	他に解体業若しくは破砕業又は廃棄物処理法(第14条 第1項又は第6項)の許可を受けている場合の許可番号 標準作業書												○
	解体業	事業所の名称及び所在地(例:事業地の拡張等)					○	○					○
事業の用に供する施設						○	○					○	
解体業を行おうとする事業所以外の場所における使 用済自動車・解体自動車の積替え保管場所						○		○				○	
破砕業	事業所の名称及び所在地(例:事業地の拡張等)								○	○		○	
	事業の用に供する施設 ※6								○	○		○	
	破砕業を行おうとする事業所以外の場所における解 体自動車・自動車破砕残さの積替え保管場所 破砕業の用に供する施設について廃棄物処理法(第15 条第1項、第15条の2の6第1項)の許可を受けている場 合の許可年月日及び許可番号										○		○

※1 住民票は本籍(外国人にあっては、国籍)の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。

※2 登記されている場合は、認知、判断、意思疎通等の状態に係る医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。

※3 登記されていないことの証明書は不要

※4 該当株主等の確認のため、確定申告書に添付した株主名簿等が必要

※5 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わない。法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

※6 「破砕前工程」のみから「破砕前工程及び破砕工程」とする場合など破砕業の事業範囲が変更となる場合は、変更許可申請が必要

(注) 住民票の写し、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとし、正本には原本を添付してください。

(2) 廃業等届出書

次表に該当する場合は、その日から30日以内に廃業等届出書を提出してください。

事 由	届出者
死亡（個人事業者のみ）	相続人
法人が合併により消滅	法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散	破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散	清算人
許可に係る解体業（破砕業）の廃止	解体業者（破砕業者）であった個人又は解体業者（破砕業者）であった法人を代表する者

(3) 休止届出書

解体業又は破砕業の全部若しくは一部を30日以上休止しようとするときは、あらかじめ休止届出書を提出してください。

(4) 許可証の再交付

解体業又は破砕業の許可証を亡失（毀損・汚損）したときは、許可証再交付申請書を提出してください。

なお、再交付申請手数料1,000円は、申請時にお渡しする越谷市指定の納付書により現金で納付してください。

(5) 届出書等の提出先

担当課：越谷市 環境経済部 廃棄物指導課

住 所：越谷市越ヶ谷4-2-1（市役所第三庁舎4階）

電 話：048-963-9188（直通）

(6) 提出部数

2部（2部のうち1部は事業者控えです。）

Ⅶ その他

1 罰則

(1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・解体業の許可を受けないで解体業を行った者
- ・破砕業の許可を受けないで破砕業を行った者
- ・事業の範囲の変更許可を受けないで破砕業を行った者
- ・不正の手段により解体業又は破砕業の許可を受けた者

(2) 30万円以下の罰金

- ・解体業、破砕業に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者